



# 長野県報

11月26日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第159号

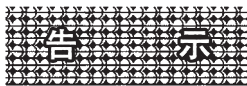
## 目次

### 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公告

表彰規則に基づく表彰（人事課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	3
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（2件）（都市・まちづくり課）	5
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	8
令和元年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	9
総合評価一般競争入札（医療政策課）	19



## 告示

### 長野県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
さゆり薬局	長野市大字若槻東条1087-5	令和2年11月1日

保健・疾病対策課

### 長野県告示第588号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪郡下諏訪町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下諏訪町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下諏訪町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下諏訪町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第589号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
中川村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第590号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡生坂村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第591号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小川村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第592号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長野市篠ノ井山布施字米野7953の3（次の図に示す部分に限る。）、7954の5、7954の6、8001の3、8002の4
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

長野県告示第593号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長野市篠ノ井山布施字米野7954の1・7954の3・8001の1・8002の5（以上4筆国有林）、7953の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第594号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 作業期間  
令和2年11月11日から令和2年12月22日まで
- 3 作業地域  
伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡宮田村

建設政策課

長野県告示第595号

上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
令和2年11月10日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域  
東御市

建設政策課

長野県告示第596号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年4月1日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年12月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月26日

長野県伊那建設事務所長 米倉 剛

- 1 路線名 与地辰野線
- 2 供用を開始する区間  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪1456番の1地先から  
上伊那郡辰野町大字伊那富7452番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年11月27日

道路管理課



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第7条の規定により、令和2年11月12日付けで次の者を表彰しました。

令和2年11月26日

長野県知事 阿部 守一

スポーツ栄誉賞  
砥石 真衣

人事課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。